

ないこととして、この制度が相続権侵害のために悪用されることのないよう書いたしました。第四條以下のいわゆる強制断種の制度は社会生活をする上に基だく不適應なもの、或いは生き残ることが第三者から見ても誠に悲惨であると認めらるものに対しては、優生保護委員会の審査決定によつて行くことが第三者的な対しては、本人の同意がなくとも優生手術を行おうとするものであります。これは悪質の強度な遺傳因子を国民素質の上に残さないようにするためには是非必要であると考えます。ただこの場合には社金公共の立場からとばいえ、本人の意思を無視するものでありますから、対象となる病名を法律の別表において明らかにすると共に、優生保護委員会の決定についての再審査の途を開く外、更に裁判所の判決を求めるようにいたしました。強制断種の手術は専ら公益のために行われるものでありますから、その費用を國庫において負担することとし、その旨を第十一條に規定いたしました。

第三章母性保護の章は人工妊娠中絶に関する規定であつて、妊娠中絶は医学上の立場から母体の生命を救うため必要であると思われる場合のみ合法と認められ、一般的には刑法上墮胎の罪として禁止されておるのであります。即ち客観的にも妥当性が明らかな場合には本人及び配偶者の同意だけで行い得ることとし、その他の場合には同意の外に地区優生保護委員会の判定を必要としました。

第四章は優生保護委員会に関する規定であり、この委員会は自己の責任において審査決定をなし得る処理機関であります。中央、都道府県及び地区の三種と相成っております。第五章は優生手術又は人工妊娠中絶を行なつた場合の医師又は指定医師の届出、秘密保持等に關する規定、第六章は罰則の規定であります。以上が大体の内容の説明であります。

○委員長(塙本重蔵君) 次に国民健康保険法の一部を改正する法律案の説明を求めます。喜多政務次官。

本制度の改善に關しましては、すでに關係方面から種々要望されておりました。そこで、これらを考慮に入れて、ここに本法の改正案を提出した次第であります。

今回の改正案の主なる点は、第一に國民健康保険を行なう者は、原則として、ここに十年を経過いたしました。その間事業の經營主体である國民健康保険組合は全町村の九八%又は六大城市を除く市部の六三%に組合が設立されました。而してその組合數は一万余、被保険者數は四千万人余に達して、我が國の社会保険としては、最大なものとなりました。このうち多くは、國民健康保険組合又は營利目的の組合は昭和十七年、十八年に亘り設立されたものであります。ところが、組合かいよく本格的の活動に移るへき頃から戰禍は内地周辺に及び、組合の運営は、原則として市町村行政と密接な關係にありまして、むしろ市町村の行政の中に取り入れることが事業運営上便利であり且つ効果的と思われる点が多いからであります。

第二に、本制度は任意保険の建前でありまして、従つて組合員の加入も脱退も原則として任意であります。併し本制度のごとき公的施設は、任意制度の形態ではその目的達成に幾多不便の點があるものであります。海外先進國の例について見ましても、この種制度は

強制主義に切換えられて、其情勢にあります。現在國民健康保険組合の事業が不円滑であることは、こうしたところが一原因が差んでいます。市町村が國民健康保険を行なうとき、又は普通の共済組合の被保険者若しくは組合員その他特別の事情のある者を除き、他はすべてこれを被保険者とするところといたしました。即ちこれによつて現在の任意制度に一步進めて、或る程度強制保険の方向によらしめ、以て

本制度の弱点を補い、又將來我が國に実施せられることと予想せられる社会を行なう者は、原則として國民健康保険組合であります。ただ營利を目的とした組合を具備するものについては、組合の事業を行なうことと認めております。今回の中止において國民健康保険を行なう者は、原則として市町村組合といたしました。併し市町村においてこれを行わない場合においては、國民健康保険組合又は營利目的の町村組合といたしました。これは本制度の性質に鑑みましたが、今回の改正におきましては、これによって事業運営の活潑化を図り、本制度が眞に國民大衆の実生を度で散会いたします。次回は月曜日午前十時より開会いたします。

○委員長(塙本重蔵君) 本日はこの程度に若干の改正を加えた点がありますが、要は現在の國民健康保険の短所を補い、その他の福利の政策等、事務的關係事項に即した額が定まり、その額に妥当性を得られることと存じます。

○委員長(塙本重蔵君) 本日はこの程度に若干の改正を加えた点がありますが、要は現在の國民健康保険の短所を補い、これによって事業運営の範囲を拡大して、多數の者を組合の運営に参画させて組合の存立を強化しようとするものであります。

第四に、組合の地区は市町村の地域によることを原則といたしますが、今回の改正におきましては、一又は二以上の市町村の区域といたしました。即ち危険分段の範囲を拡大して、組合の財政的基礎を強固にしようとするものであります。尙このことは社團法人の場合においても同様であります。

出席者は左の通り
委員長 今泉政喜君
理事 谷口彌三郎君
官城タマヨ君

河崎なつ君
中平常太郎君
三木治朗君
池田宇右衛門君
中山壽彦君

には同意の外に地区優生保護委員会の
判定を必要としました。

第四章は優生保護委員会に関する規

牛乳は不適狀態とからました。申すま
でもなく最近における國民大衆の生活

の形態ではその目的達成に幾多不便の
点があるのであります。海外先進國の

例について見ましても、この種制度は

第六に、療養の結付を担当する医師

三木治明君
池田宇右衛門君
中山壽彦君

木内キャウ君
小林勝馬君
井上なつゑ君
小杉い子君
姪井伊介君
山下義信君
米倉龍也君
千田正君

政府委員

厚生政務次官

厚生技官

(豫防局長)

厚生事務官

(保険局長)

厚生技官

(豫防局長)

六月十六日豫備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。
一、優生保護法奏、衆議第二号)

第七部 厚生委員会会議録第十三号 昭和二十三年六月十九日【參議院】

四

昭和二十三年十月九日印刷

昭和二十三年十月十日発行

參議院事務局

印刷者 印 刷 局

(第
七
部)

四
七
一
〇